

注：本レポートはジェットロが契約している現地弁護士、会計士等の専門家が作成したものであり、内容についてのお問合せにはお答えできない場合があります。また、お答えできる場合でも内容によっては有料とさせていただく場合があります。

日本貿易振興会（JETRO） マニラ事務所
フィリピン一般法規
最新情報
平成 15 年（2003 年） 8 月号

1. 民間企業に義務づけられる「職場からの薬物追放を訴える社内規則と社内プログラム」
 2. 財務諸表上の外貨の使用
 3. 所得申告の監査及び調査の中止に関する RMC 第 13-2003 号の修正
 4. 特別税関保税車両改造施設の設置、操業、管理
-

1. 民間企業に義務づけられる「職場からの薬物追放を訴える社内規則と社内プログラム」

フィリピン共和国法第 9165 号（2002 年危険薬物法）の実施に伴い、労働雇用省（The Department of Labor and Employment-DOLE）は 2003 年 8 月 14 日に省命令 2003 シリーズ第 53-03 号を発布した。同命令は、民間企業に「職場からの薬物追放を訴える社内規則と社内プログラム」を策定するよう求めるものである。実行は、従業員 10 名以上の民間企業の場合は必須、従業員 10 名に満たない企業の場合は奨励である。「職場からの薬物追放を訴える社内規則と社内プログラム」は、企業の職場安全衛生活動などの社内プログラムに組み込まれ、また同省の地域事務所の労働監督官による規制と監査の対象となる。

「職場からの薬物追放を訴える社内規則と社内プログラム」は、労使の代表が協力して画策するものとする。労働組合を有する企業においては、「職場からの薬物追放を訴える社内規則や社内プログラム」を団体交渉協約の一部とする。

「職場からの薬物追放を訴える社内規則と社内プログラム」は下記の要素を含むものとする。

1. 支援運動、教育、トレーニング 危険な薬物の弊害に対する管理職を含む全社員の意識向上を目的とするトレーニングやその他の指導教育プログラムを提供する。事業所はアセスメントチームを設置して、薬物の濫用、防止、

治療、更正など薬物使用のあらゆる面に取り組む。このチームは職場の安全衛生担当者、人事担当者、雇用者代表、従業員代表をメンバーとする。

2. **管理職および一般社員に対する薬物検査** 管理職を含む全社員は社内規定に準じ、会社側の費用負担による無作為薬物検査の対象となる。その際の薬物検査の内容は保健省によって規定されている手続きに合致することが求められ、また認定薬物検査センターを通してのみ実行される。
3. **治療、更正、専門機関への紹介** 薬物防止管理プログラムは、社内担当者または社外の専門家による治療、更正、専門機関への紹介を含む。また精神的ストレスを被っている社員のための支援とカウンセリング・プログラムのための規定も加えるものとする。
4. **観察と評価** 会社は、職場からの薬物追放を徹底するために、「職場からの薬物追放を訴える社内規則と社内プログラム」の実行を観察評価することがとめられる。

雇用者は、管理職と一般職員全員を対象に、「職場からの薬物追放を訴える社内規則と社内プログラム」の概念を普及するようもとめられる。雇用者はその従業員から、「会社の職場からの薬物追放を訴える社内規則と社内プログラム」に関する文書を読み、かつそれを理解したという旨の書面による確認を求めなくてはならない。

前述の省指令 2003 シリーズ第 53-03 号に対する順守が義務づけられている企業は、一般新聞上での広告が掲示されてから 6 ヶ月以内に同指令の規定事項を実施しなければならない。

2. 財務諸表における外貨の使用

2003 年 6 月 3 日に国税庁 (The Bureau of Internal Revenue – BIR) は、フィリピン納税者の財務諸表での外貨の使用は法律や法規によって禁止されることはなく、またフィリピンの一般会計原則に整合することがすでに会計基準局によって確認されていることを宣言した。これに従い、国税庁は、以下の条件を満たす場合においては財務諸表における外貨の使用を是認した。

1. 会計簿類で使用される外貨は米ドルに限る。
2. その機能通貨（現地国通貨を除けば、ほとんどすべての資金の調達と使用が行われる通貨）が米ドルである会社のみを対象とする。
3. 財務諸表は、米ドル建てに並び、省覚書回覧(Revenue Memorandum Circular-RMC)第 26-85 号で規定されている交換レートで換算したフィリピン・ペソも併記する。
4. 納税申告はフィリピン・ペソを使用する。また納める税金は、RMC 第 26-85 号で規定されている交換レートで計算したフィリピン・ペソで支払う。

米ドルなどの外貨をフィリピン・ペソに換算する際の規則として、RMC 第 26-85 号は次の事項を規定している。

1. 決済当日の一般的な銀行間基準レートを用い換算する。
2. 上述のレートが実際的でない場合や使用不可能である場合は、当年の平均銀行間基準レートを用いる。
3. ドル建て納税額をフィリピン・ペソに換算するに当たっては、納税期日前の支払いの場合は、支払日当日の一般的な銀行間基準レートを、納税期日当日以降の支払いの場合は、納税期日当日の一般的な銀行間基準レートを使用する。
4. 米ドル以外の外貨が伴う場合、まづ、その通貨と米ドルを一般的な銀行間基準レートで換算する。

3. 納税申告に対する監査及び調査の終了に関わる RMC 第 13-2003 号の修正

RMC 第 13-2003 号（2003 年 3 月 17 日に国税庁より公布）に基づき、手形買取授權所書、監査通知、納税確認通知、任務命令書などの、内国税収入に関して監査または調査を行う旨の書面による通知は、RMC 第 13-2003 号第 III.1 項に列挙されている次項目を除き、今後発行されない。例外の一部を下に掲げる。

1. 税払い戻し請求、税額控除証明書請求、源泉徴収税または四半期の所得税の過払い分の繰り越しを示している所得税申告の場合。このような場合には当該期間の内国税の支払い義務全般の監査または検証が求められる。(第 III.1.a 項参照)
2. 課税期間の終わりにおいて投入税の過払いを示す付加価値税 (VAT) 申告の場合。この場合には、当該期間のみの VAT 支払い分を特定した監査または検証が求められる。

RMC 第 13-2003 号 III.1.a.項及び III.1.b 項は、RMC 第 43-2003 号によって以下の点が修正された。すなわち、所得税払い戻し請求、税額控除証明書発行請求、繰り越し源泉徴収税過払い分、投入税の過払いを示す付加価値税のしきい値がそれぞれ 10 万ペソに修正された。一方、第 III.1.a 項で規定する例外のもとでは、このしきい値は個人納税者の場合にのみ適応される。

4. 特別税関保税車両改造施設の設置、操業、管理

関税局は 2003 年 7 月 21 日に、差し押さえ及び没収の対象となっている右ハンドル車の左ハンドル車への改造に関し、特別関税保税改造施設(Special Customs Bonded

Conversion Facility - SCBVCF)の設置、操業、管理に適応する規定を発表した。SCBVCF は一定期間に限り設置される。対象となる自動車競売にかけられる時点から、落札者または車の所有者への最終引渡しが行われる時点までの期間に限り、上述の車の改造をを行うために安全かつ一貫した作業場を提供することが、SCBVCF 設立の唯一の目的である。

貿易産業省および陸上交通課によりかような改造を行う能力があるという根拠で、許可と登録を受けた自動車修理工場が、SCBVCF 認証の申し込みを行うことができる。認可の際に、2万5千ペソの年間登録料と、規定違反があった場合の罰金などの追加料金のための30万ペソの総括保証金を、関税局に支払わなければならない。